

越生町いのちを支える自殺対策計画

～誰も自殺に追い込まれることのない

「生き心地のよいまち」の実現を目指して～

平成31年（2019年）3月

埼玉県越生町

はじめに

本町では、「住む人々がともに健康で豊かに暮らせるまち」をめざし、町民の皆さんが「自らの健康は自分でつくる」を基本とし、積極的に健康づくりに取り組んでまいりました。



さて、我が国の経済情勢はかつてない長期的な上向き傾向にあるものの、一方では、自殺者数が、平成10年以降、14年連続して年間3万人を超えている状況にあり社会問題化されていました。そこで、国を挙げて様々な自殺防止対策等の取組を行った結果、幸い年々減少する傾向になりました。自殺は、その多くが悩み抜いた末に、自ら命を絶たざるを得ない状態にまで「追い込まれた末の死」であり、周囲の気づきや適切な相談対応など、社会全体で対策を考えるべきものであります。

本町におきましても、こうした動きを背景に、「自殺は、その多くが防ぐことができる社会的な問題」として、生きることの包括的支援としての自殺対策を推進していく必要があります。

本計画は、町全事業の中から精査した「生きる支援」に関する事業を活かしていくことを目的に策定いたしました。町民の皆さん一人一人が「命」を大切にし、誰も自殺に追い込まれることのない「生き心地のよいまち」の実現を目指して、自殺対策を推進してまいります。

どうか、町民の皆さんのより一層のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

平成31年（2019年）3月

越生町長 **新井雄啓**

目次

第1章 計画の概要

- 1. 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2. 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 3. 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第2章 越生町の自殺をめぐる現状

- 1. 統計でみる越生町の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

第3章 基本的な考え方と方針

- 1. 基本認識・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 2
- 2. 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 3
- 3. 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 4
- 4. 計画の数値目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 6

第4章 生きる支援施策

- 1. 基本施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 8

第5章 自殺対策推進のための具体的な取組

- 1. 地域における支援機関の連携とネットワークの強化・・・・・・・・ 2 2
- 2. 自殺対策を支える支援者の人材育成の強化・・・・・・・・ 2 3
- 3. 町民への啓発と周知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 5
- 4. 生きることの促進要因への支援・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 6
- 5. 児童・生徒の「SOSの出し方に関する教育」・・・・・・・・ 3 1

第6章 計画の推進に向けて

- 1. 推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 4
- 2. 評価・検証・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 4

第1章 計画の概要



第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨

国の自殺対策は、平成18年（2006年）に施行された「自殺対策基本法」に基づき、国が推進すべき自殺対策の指針として、平成19年（2007年）に「自殺総合対策大綱」を策定し、自殺対策を総合的に推進してきました。その結果、それまで「個人の問題」とされがちであった自殺が広く「社会の問題」として認識されるようになったといえます。また、国を挙げて自殺対策を総合的に推進した結果、平成10年（1998年）以降年間3万人を超えていた年間自殺者数は、平成22年（2010年）以降7年連続で減少し、平成27年（2015年）には平成10年（1998年）の急増前の水準となり、自殺者数の年次推移は減少傾向にある等、着実に成果を上げています。

しかし、全国の自殺死亡率^{※1}は、主要先進7か国の中で最も高く、自殺者数の累計は毎年2万人を超える状況で、いまだ非常事態は続いていると言わざるを得ません。

こうした中、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して自殺対策を更に総合的かつ効果的に推進するため、自殺対策基本法（平成18年（2006年）法律第85号）が平成28年（2016年）に一部改正されました。自殺対策が「生きることの包括的な支援」として実施されるべきこと等を基本理念に明記するとともに、自殺対策の地域間格差を解消し、誰もが「生きることの包括的な支援」としての自殺対策に関する必要な支援を受けられるよう、全ての都道府県及び市町村が「自殺対策計画」を策定することとされました。

本計画は、自殺対策基本法の趣旨や平成29年（2017年）7月に閣議決定された自殺総合対策大綱、平成30年（2018年）3月に策定された埼玉県自殺対策計画を勘案しながら、越生町における自殺に関する情報収集や現状分析を通じて、自殺の実態と特性に即したきめ細やかな対策に取り組み、町民一人ひとりがかけがえのない命の大切さを考え、ともに支え合う地域社会の実現のため、「越生町のちを支える自殺対策計画」を策定します。

※1 自殺死亡率は、人口10万人当たりの自殺者数を示しています。
(自殺死亡率=自殺者数÷人口×10万人)

2. 計画の位置づけ

本計画は、自殺対策基本法第13条第2項に定める「市町村自殺対策計画」として、国の「自殺総合対策大綱」及び「埼玉県自殺対策計画」の趣旨を踏まえ、本町における実情を勘案して定める自殺対策についての計画です。

なお、「第五次越生町長期総合計画」をはじめとするその他関連計画との整合性を図りながら推進するものとします。

3. 計画の期間

本計画の計画期間は、平成31年度（2019年度）から2023年度までの5か年とし、目標年度を2023年度とします。

なお、自殺対策基本法又は自殺総合対策大綱の改正、その他社会情勢の変化等が生じた場合には、適宜必要な見直しを行い、柔軟に対応することとします。

第2章 越生町の自殺をめぐる現状



第2章 越生町の自殺をめぐる現状

1. 統計でみる越生町の現状

(1) 自殺者数の推移

平成25年（2013年）～平成29年（2017年）の間に、本町に住所を有していた自殺者は12人、年間平均2.4人です。

■表1 自殺者数の推移

(単位：人)

	平成25年 (2013年)	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	合計	平均
人口動態統計 自殺者数	2	3	2	3	2	12	2.4

出典：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル（2018）」

また、平成25年（2013年）～平成29年（2017年）の間の年齢別自殺者数では、50歳代と80歳以上が3人、30歳代が2人と多くなっています。

■表2 年齢別自殺者数

(単位：人)

	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳以上	合計
男性	0	1	2	0	3	0	0	1	7
女性	0	0	0	1	0	1	1	2	5
合計	0	1	2	1	3	1	1	3	12

出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

(2) 自殺死亡率の推移

本町の自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺死亡者数）は、増減が激しい年もありますが、平成29年（2017年）は16.8となり、埼玉県・全国を若干上回っています。

■表3 自殺死亡率の推移

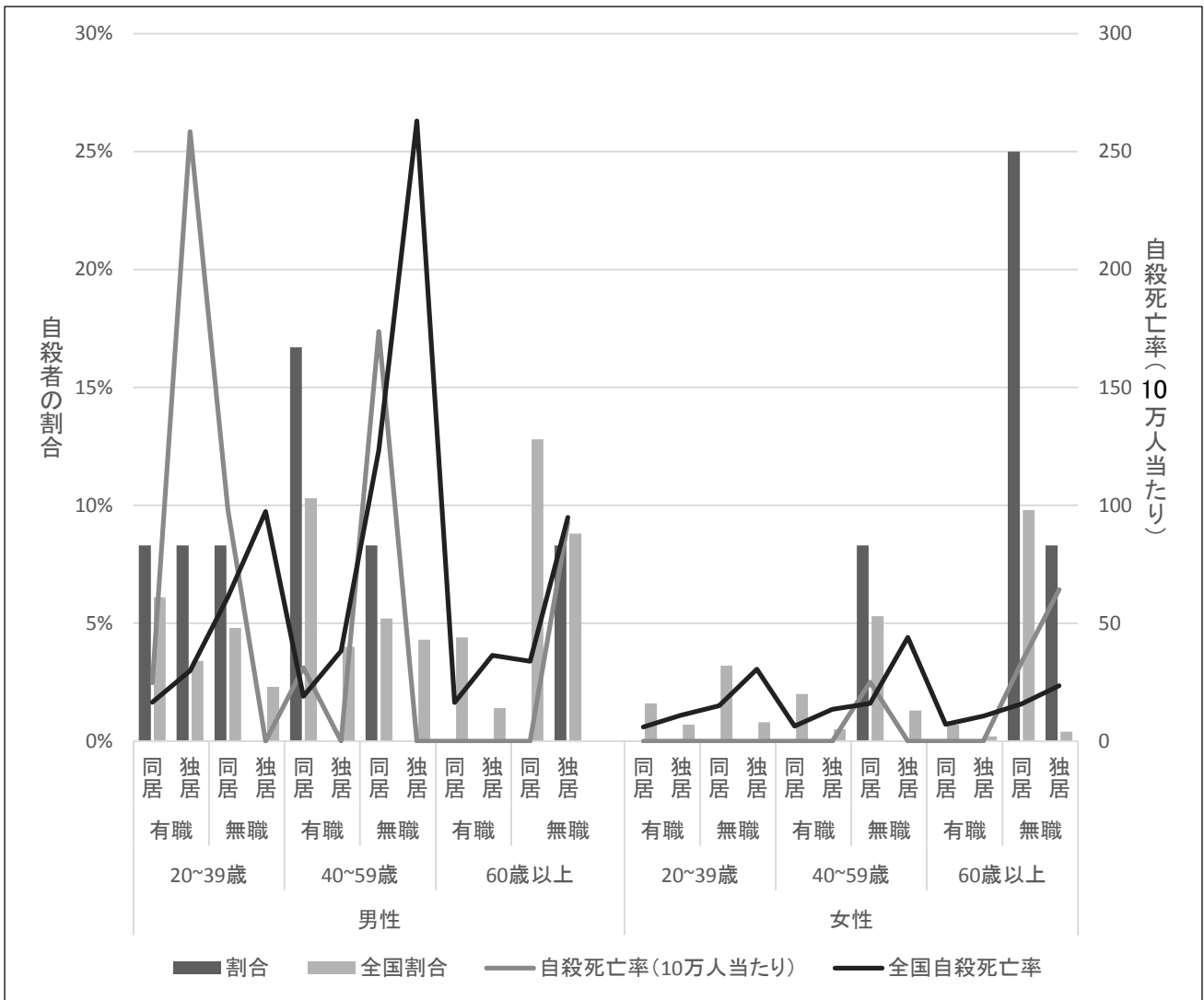
	平成22年 (2010年)	平成23年 (2011年)	平成24年 (2012年)	平成25年 (2013年)	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)
越生町	46.7	0.0	31.6	16.0	24.1	16.2	24.8	16.8
埼玉県	24.2	22.9	21.8	21.1	18.8	17.8	16.9	15.9
全国	24.7	24.1	21.8	21.1	19.6	18.6	16.9	16.5

出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

(3) 自殺者の特徴

本町の自殺者の5年間の累計について、性・年齢・職業・同居人の有無（同居、独居）による自殺率を全国と比較したものが、図1です。自殺者数が最も多い区分は、男性では「40～59歳・有職者・同居」、女性では「60歳以上・無職者・同居」となっています。

■図1 自殺者の概要（平成25年（2013年）～平成29年（2017年）の5年間の累計）



出典：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロフィール（2018）」

60歳以上の高齢者の同居人の有無（同居、独居）による自殺者数について、本町と全国の比較は表4のとおりです。

■表4 60歳以上の高齢者の同居人の有無別自殺者の内訳
（平成25年（2013年）～平成29年（2017年）の5年間の累計）

	年齢階級	同居人の有無（人）		同居人の有無（%）		全国割合（%）	
		あり	なし	あり	なし	あり	なし
男性	60歳代	0	0	0.0	0.0	17.1	10.8
	70歳代	0	0	0.0	0.0	15.1	6.3
	80歳以上	0	1	0.0	20.0	10.4	3.6
女性	60歳代	0	1	0.0	20.0	9.7	3.2
	70歳代	1	0	20.0	0.0	9.1	3.8
	80歳以上	2	0	40.0	0.0	7.4	3.5
合計		5		100		100	

（高齢者（65歳以上）の多くが無職のため、性・年代別の同居人の有無を示した）

出典：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル（2018）」

(4) 越生町における自殺者数の特徴と危機経路事例

平成25年（2013年）～平成29年（2017年）の5年間における自殺の実態について、自殺総合対策推進センターの「地域自殺実態プロファイル」により、本町において自殺で亡くなる人の割合が多い属性（性別×年代別×職業の有無別×同居人の有無別）の上位5区分が示されました。

自殺の原因・動機は、様々な要因が複雑に絡み合っているため、理由を単純に比較することは、自殺の実態に誤解を与えることになります。

なお、順位は自殺者数の多い順で、自殺者数が同数の場合は自殺死亡率の高い順としています。

■表5 越生町の主な自殺の特徴

上位5区分	自殺者数(人) 5年計	割合 (%)	自殺死亡率※ ²	背景にある主な自殺の危機経路※ ³
1位:女性 60歳以上 無職同居	3	25.0	33.2	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
2位:男性 40～59歳 有職同居	2	16.7	31.1	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺
3位:男性 20～39歳 有職独居	1	8.3	258.5	①【正規雇用】配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺/②【非正規雇用】(被虐待・高校中退)非正規雇用→生活苦→借金→うつ状態→自殺
4位:男性 40～59歳 無職同居	1	8.3	173.7	失業→生活苦→借金+家族間の不和→うつ状態→自殺
5位:男性 20～39歳 無職同居	1	8.3	98.2	①【30代その他無職】ひきこもり+家族間の不和→孤立→自殺/②【20代学生】就職失敗→将来悲観→うつ状態→自殺

出典：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル（2018）」

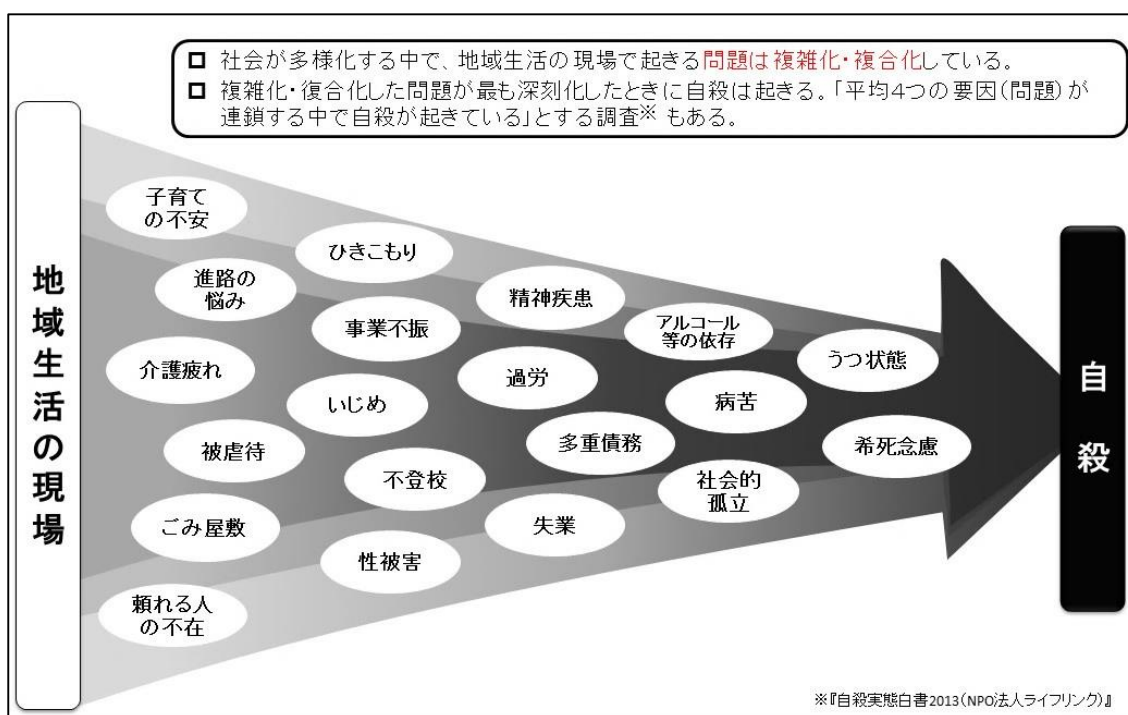
※2 自殺死亡率の母数(人口)は平成27年国勢調査を元に自殺総合対策推進センターにて推計しました。

※3 「背景にある主な自殺の危機経路」は自殺実態白書2013(NPO法人自殺対策支援センターライフリンク)を参考にしています。

次の図2にあるように、自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があることが知られています。また、「自殺実態白書2013」によると、自殺で亡くなる時、一人が抱えていた危機要因の数は平均すると3.9個の要因となり、自殺に至る理由や原因、動機は決して単純でないことがわかりました。

自殺に至る心理としては、様々な悩みが原因で追い詰められ自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥ったり、社会とのつながりの減少や生きていても役に立たないという役割喪失感から、また、与えられた役割の大きさに対する過剰な負担感から、危機的な状態にまで追い込まれてしまう過程と見ることができます。

■図2：自殺の危機要因イメージ図（厚生労働省資料）



第 3 章 基本的な考え方と方針



第3章 基本的な考え方と方針

1. 基本認識

自殺総合対策大綱では、自殺に対する基本認識が明らかにされています。

本町における自殺対策については、自殺の現状と課題等を踏まえ、次に掲げる基本認識に基づいて取り組みます。

(1) 自殺は誰にでも起こり得る身近な問題である

多くの人にとって、自殺とは、自分には関係がない「個人の問題」と考えられがちですが、実際は当人のみでなく、家族や友人等、周りの人が当事者となる可能性があります。自殺は誰にでも起こりうる身近な問題であることを認識する必要があります。

(2) 自殺はその多くが追い込まれた末の死である

自殺は、その多くが様々な悩みが原因で心理的に追い詰められ、自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥ってしまった、「追い込まれた末の死」であるということを認識する必要があります。

(3) 自殺はその多くが防ぐことができる社会的な問題である

自殺の背景や原因となる様々な要因のうち、失業、倒産、多重債務、長時間労働等の社会的要因については、相談・支援体制の整備等、社会的な取組により、また、自殺に至る前のうつ病等の精神疾患については、専門家への相談や適切な治療により、多くの自殺は防ぐことができるということを認識する必要があります。

(4) 自殺を考えている人は何らかのサインを発していることが多い

死にたいと考えている人も、心の中では「生きたい」という気持ちとの間で激しく揺れ動いており、不眠や原因不明の体調不良等、自殺の危険を示すサインを発していることが多いとされています。自殺の危険を示すサインに気づくことで自殺予防につなげることができることを認識する必要があります。

2. 基本理念

本町では、自殺総合対策大綱における基本理念「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す」を踏まえ、自殺対策を「生きることの包括的な支援」として総合的に推進するため、計画の基本理念を次のとおりとします。

誰も自殺に追い込まれることのない
「生き心地のよいまち」の実現を目指す

3. 基本方針

基本理念の実現を目指すため、自殺に対する基本認識、「自殺総合対策大綱」を踏まえ、次の5つを基本方針として総合的な自殺対策を推進します。

(1) 生きることの包括的な支援として推進する

個人においても地域においても、自殺に対する保護要因となる自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因^{※4}」を、自殺のリスク要因となる失業や多重債務、生活苦等の「生きることの阻害要因^{※5}」が上回ったときに自殺リスクが高まるとされています。

そのため自殺対策は、「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺リスクを低下させる方向で推進する必要があります。自殺対策を「生きることの包括的な支援」として、「生きる支援」に関する地域のあらゆる取組を総動員し、社会全体の自殺リスクを低下させるとともに、一人ひとりの生活を守るという姿勢で展開することが重要です。

(2) 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む

様々な悩みを抱えた人が何とかたどり着いた相談先で、確実に必要な支援につながるができるよう、様々な分野の生きる支援にあたる人々がそれぞれ自殺対策の一翼を担っているという意識を共有し、有機的な連携を深めることが重要です。誰もが、住み慣れた地域で、適切な支援を受けられる地域社会づくりを進めていく必要があります。

※4 生きることの促進要因：将来への夢や希望、良き人間関係、社会や地域への信頼感など。

※5 生きることの阻害要因：孤立、失業、多重債務、いじめ、虐待など。

(3) 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる

自殺対策は、自殺のリスクを抱えた個々人の問題解決に取り組む「対人支援のレベル」、支援者や関係機関同士の連携を深めていくことで支援の網の目からこぼれ落ちる人を生まないようにする「地域連携のレベル」、さらには支援制度の整備等を通じて、人を自殺に追い込むことのない地域社会の構築を図る「社会制度のレベル」という、3つのレベルに分けることができます。対応の段階に応じたレベルごとの対策を強力に、かつ効果的に連動させ、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で自殺対策を推進します。

また、時系列的な対応としては、自殺の危険性が低い段階における啓発等の「事前対応」と、現に起こりつつある自殺発生の危険に介入する「危機対応」、自殺や自殺未遂が生じてしまった場合等における「事後対応」という、3つの段階が挙げられ、それぞれの段階において施策を講じる必要があります。

加えて、「自殺の事前対応の、更に前段階での取組」として、学校では今後、児童・生徒等を対象とした、いわゆる「SOSの出し方に関する教育」を推進することも重要です。

(4) 実践と啓発を両輪として推進する

効果的な自殺対策を展開するためには、当事者への様々な支援策を展開したり、支援関係者との連携を図るなどの実践的な取組だけではなく、この実践的な取組が地域に広がり、そして根付くために、自殺対策に関する周知・啓発と両輪で推進していくことが重要です。自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があり、そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、地域全体の共通認識となるように普及啓発を行います。

町民一人ひとりが、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインを早期に察知し、精神科医等の専門家につなぐとともに、そうした専門家と協力しながら見守っていきけるよう、広報活動、教育活動等に取り組んでいくことが重要です。

(5) 関係機関の役割の明確化と連携・協働を推進する

自殺対策を通じて「誰も自殺に追い込まれることのない、生き心地の良い社会」を実現するためには、本町をはじめ、関係団体、町民等が連携・協働し、一体となって自殺対策を推進していく必要があります。そのため、それぞれの主体が果たすべき役割を明確化し、その情報を共有化した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築することが重要です。

4. 計画の数値目標

「自殺総合対策大綱」における当面の目標では、「2026年までに、自殺死亡率を平成27年(2015年)と比べて30%以上減少させること」としています。

越生町として自殺対策を通じて最終的に目指すのは、「誰も自殺に追い込まれることのない、生き心地のよいまち」です。そのため、本町では、平成25年(2013年)から平成29年(2017年)において、平均2.4人の人が亡くなっているという状況から、計画最終年度の2023年までに、年間自殺者数を0人とすることを目標に掲げます。

町民一人ひとりが命の大切さについて理解し、自殺のない越生町を目指します。

(1) 長期目標

- ・自殺者数ゼロを目指します。

(2) 短期目標

- ・町民一人ひとりが自殺を身近な問題としてとらえ、こころの不調のサインについて理解できるようにします。
- ・町民一人ひとりが気軽に支援者^{※6}又は支援機関^{※7}に相談できるようにします。

※6 支援者：役場職員、教職員、各種委員、各種役員など。

※7 支援機関：越生町役場、越生町保健センター、坂戸保健所、民生児童委員会など。

第4章 生きる支援施策



第4章 生きる支援施策

本町の自殺対策は、国が定める「地域自殺対策政策パッケージ」において、全ての市町村が共通して取り組むべきとされている、5つの「基本施策」で構成されています。

1. 基本施策

基本施策1 地域における連携とネットワークの強化

自殺の多くは、経済・生活問題、健康問題、家庭問題等の様々な要因が複雑に関係して心理的に追い込まれた末の死です。それらの要因に働きかけ、社会の意識と行動を変えていくため、行政はもちろん、地域で活動する関係機関、民間団体、学校、企業、町民等、それぞれが果たすべき役割を明確化し、共有化した上で、相互の連携と協働の仕組みの構築を図ります。

- 地域における連携の強化
- 相談窓口の周知と連携
- ネットワーク間の円滑な情報共有の仕組みの構築

基本施策2 自殺対策を支える人材育成の強化

様々な悩みや生活上の困難を抱える人に対して早期の「気づき」が重要です。より多くの人が、自殺の危険性の高い人の早期発見、早期対応を図るため、自殺に関する正しい知識を知り、自殺の危険を示すサインに気づいて、適切な対応・連携を図ることのできる「ゲートキーパー^{※8}」の役割を担う人材の育成に努めます。

- 様々な職種を対象とする研修の実施
- 町民を対象とする研修の実施
- 学校教育に関わる人材の育成

※8 ゲートキーパーとは、自殺や自殺関連事象に関する正しい知識を普及し、自殺の危険を示すサインに気づき、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守るといった役割を担います。

気づき：家族や仲間の変化に気づいて、声をかける

傾聴：本人の気持ちを尊重し、耳を傾ける

つなぎ：早めに専門家に相談するように促す

見守り：温かく寄り添いながら、じっくりと見守る

基本施策3 町民への啓発と周知

自殺に追い込まれる危機は「誰にでも起こり得る」ことですが、危機に陥った人の心情や背景は、様々な要因が複雑に絡み合っていることもあって、理解されにくいという現実があります。自殺に対する誤った認識や偏見を払拭し、暮らしの危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、社会全体の共通認識となるように、普及啓発活動を推進します。

- リーフレット・啓発ポスター等の作成と周知
- 町民に向けた講演会等の開催
- ホームページや広報紙等を活用した啓発活動

基本施策4 生きることの促進要因への支援

自殺対策は「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させることが必要です。

そこで、本町においても自殺対策と関連の深い様々な分野における取組を幅広く推進します。

- 自殺リスクを抱える可能性のある人への支援
- 子どもから高齢者まで様々な年齢層への相談支援
- 自殺未遂者への支援
- うつ病が疑われる症状の早期発見
- 遺された人への支援
- 自殺対策に資する居場所づくりの推進
- 支援者への支援の推進

基本施策5 児童・生徒の「SOSの出し方に関する教育」

学校では、家庭や地域との連携により、児童・生徒が命の大切さを実感できる教育だけでなく、社会において直面する可能性のある様々な困難・ストレスへの対処方法を身につけるための教育（「SOSの出し方に関する教育」）を推進します。

- SOSの出し方に関する教育の実施

第5章 自殺対策推進のための具体的な取組



第5章 自殺対策推進のための具体的な取組

第4章の基本施策に基づき、本町が既に行っている「生きる支援」に関連した事業をできる限り自殺対策に活用していきます。

1. 地域における支援機関の連携とネットワークの強化

No.	事業・取組名	内容	担当課
1	越生町自殺対策計画策定推進委員会	自殺対策計画の見直し及び推進に関して、会議を開催する等、連携を図ります。	健康福祉課
2	民生児童委員活動支援事業	民生委員・児童委員が、地域で困難を抱えている人への訪問や相談により、問題の早期発見や適切な相談機関につなぐ等連携を図ります。	健康福祉課
3	要保護児童対策地域協議会	児童虐待における要保護児童・要支援児童・特定妊婦について、適切な支援をするために、各種会議を開催し、関係機関の連携を図ります。	子育て支援課
4	生活困窮者自立支援制度連絡会議	生活困窮者を早期に発見し、本人の状況に応じた適切な支援を行えるよう、連絡会議を開催し関係機関の連携を図ります。	健康福祉課
5	地域総合支援協議会の設置	広域（日高市・鳩山町・毛呂山町・越生町）で、障がい者、精神障がい者に対して、地域の実情に応じた体制を整備し、ネットワークの構築を行います。	健康福祉課

2. 自殺対策を支える支援者の人材育成の強化

No.	事業・取組名	内容	担当課
1	ゲートキーパー研修	住民をはじめ様々な関係機関や団体に対して、自殺予防についての正しい知識とゲートキーパーについて学ぶ研修を実施します。	健康福祉課
2	研修事業	職員を対象とするゲートキーパー研修の受講を促進し、自殺予防に対する意識を高め、全庁的な連携を図ります。	総務課
3	人権教育・人権啓発の推進事業	人権・同和問題に対する正しい理解と意識の高揚を図るため、教職員、行政職員、各種委員、各種団体役員などを対象に人権教育研修会・講演会を開催します。また、同和問題、女性・子ども・障がい者・高齢者・外国人・その他の人権問題の啓発活動を推進します。	総務課 学務課 生涯学習課
4	地域づくり推進事業	「地域づくり推進協議会」の活動により、問題の早期発見や、他機関への連携を図れるように、ゲートキーパー研修等の受講を勧奨し、見守りのできる人材を育成します。	企画財政課
5	コミュニティ推進事業	「コミュニティ協議会」の活動により、問題の早期発見や、他機関への連携を図れるように、ゲートキーパー研修等の受講を勧奨し、見守りのできる人材を育成します。	企画財政課
6	結婚支援推進事業	「縁結びサポーター」にゲートキーパー研修等の受講を勧奨し、結婚後の生活や子育ての相談の中から、問題の早期発見や、他機関への連携を図れる人材を育成します。	企画財政課
7	民生児童委員活動支援事業	民生委員・児童委員にゲートキーパー研修等の受講を勧奨し、地域で困難を抱えている人の状況を察知し適切な相談機関につなぎ連携を図れる人材を育成します。	健康福祉課
8	シルバー人材センター運営費補助事業	「シルバー人材センター」の内部研修会でゲートキーパー研修等の受講を勧奨し、同年代の高齢者のリスクを察知し、他機関への連携を図れる人材を育成します。	健康福祉課
9	生活サポート事業	生活サポート事業所の職員にゲートキーパー研修等の受講を勧奨し、障がい者や家族等が抱える問題状況を察知し、他機関への連携を図れる人材を育成します。	健康福祉課
10	社会福祉協議会運営費補助事業	社会福祉協議会の職員や支援ボランティアの人にゲートキーパー研修等の受講を勧奨し、地域支え合い事業の利用者や家族等が抱える問題状況を察知し、他機関への連携を図れる人材を育成します。	健康福祉課

No.	事業・取組名	内容	担当課
1 1	地域生活支援事業	障がい者の相談支援事業にあたる職員や手話通訳者等にゲートキーパー研修等の受講を奨励し、障がい者や家族等が抱える問題状況を察知し、他機関への連携を図れる人材を育成します。	健康福祉課
1 2	障がい者共同生活援助事業	グループホームを運営する職員にゲートキーパー研修等の受講を奨励し、利用者や家族等が抱える問題状況を察知し、他機関への連携を図れる人材を育成します。	健康福祉課
1 3	福祉のまちづくり推進事業	ふれあいルームの支援ボランティアの人にゲートキーパー研修等の受講を奨励し、利用者や家族等が抱える問題状況を察知し、社会福祉協議会を通じて他機関への連携を図れる人材を育成します。	健康福祉課
1 4	保護司会補助事業	犯罪や非行に走る人の中には、日常生活、家庭や学校などでトラブルを抱えている場合が多いため、保護司にゲートキーパー研修等の受講を奨励し、適切な支援のできる人材を育成します。	健康福祉課
1 5	老人クラブ活動補助事業	「老人クラブ」の会員にゲートキーパー研修等の受講を奨励し、活動の中で問題を抱えている人を察知し、状況により他機関への連携を図れる人材を育成します。	健康福祉課
1 6	越生町生徒指導委員会	越生町生徒指導委員会委員にゲートキーパー研修等の受講を奨励し、様々な課題を抱えている家庭、子どもへの理解を深め、適切な指導のできる人材を育成します。	学務課

3. 町民への啓発と周知

No.	事業・取組名	内 容	担当課
1	広報事業	「広報おごせ」を活用し、自殺対策関連の情報を掲載することにより、住民への施策の周知と理解の促進を図ります。	総務課
2	ホームページ運営事業	町ホームページを活用し、自殺対策関連の情報を掲載することにより、住民への施策の周知と理解の促進を図ります。	総務課
3	広聴活動	広聴活動を通じて、意見や相談内容で自殺が懸念されたときは、速やかに関係課との連携を図ります。	総務課
4	健康づくり事業	健康づくりに関する講演会等で、自殺対策に関するテーマを取り上げたり、啓発ポスター等の作成や掲示をすることで、住民への周知、啓発に努めます。	健康福祉課
5	男女共同参画推進事業	男女共同参画計画に関する啓発やイベントを行う際、DVや男女共同参画に関する様々なテーマを通じて、自殺予防対策に関する住民への情報周知や啓発に努めます。	総務課
6	車両一括管理事業	自殺対策に関するステッカー等を公用車に貼付するなど、啓発活動を推進します。	総務課
7	障がい福祉ガイドブックの作成	障がい者とその家族に対して、ガイドブックを作成する際に、生きる支援に関連する相談窓口の一覧を記載します。	健康福祉課
8	図書館活動事業	自殺対策強化月間などに、ポスターの掲示やリーフレットの配布を行います。	生涯学習課
9	図書整備事業	自殺対策となる図書を購入し、定期的にコーナーを設けて展示したり、図書リストの配布やホームページで紹介します。	生涯学習課
10	生涯学習推進事業	生涯学習町民のつどい、各種講座・学級等の実施の際に、ポスターの掲示等啓発に努めます。	生涯学習課

4. 生きることの促進要因への支援

No.	事業・取組名	内 容	担当課
1	防犯対策事業	「駅前防犯センター」での防犯活動を継続することにより、犯罪を抑制し、安心・安全なまちづくりを進めます。	総務課
2	交通安全啓発事業	交通安全啓発教室及び運動を実施することで交通事故を抑制するとともに、加害者や被害者となったときのリスクの周知に努めます。	総務課
3	地域交通対策事業	高齢者の移動手手段の確保と運転免許証の自主返納を目的としたタクシー券及びバスの利用券を窓口で配布する際に、高齢者への相談先情報等の周知を図ります。	企画財政課
4	越生町総合戦略推進事業	「越生町総合戦略」において、自殺対策について言及し、総合的・全庁的に対策を進めます。	企画財政課
5	納税相談事業	納税相談に訪れた住民に対し、必要に応じて他の相談窓口を案内することで、生活面で深刻な問題を抱えていたり、困難な状況にあつたりする可能性がある人を支援につなぎます。	税務課
6	特定健康診査事業	健康問題は、自殺に至る主な理由の一つであるため、病気の早期発見、早期治療につながる特定健康診査を実施します。	町民課
7	後期高齢者健診事業	健康問題は、自殺に至る主な理由の一つであるため、病気の早期発見、早期治療につながる健康診査を実施します。	町民課
8	国民健康保険事業	国民健康保険の相談に訪れた住民に対し、生活面で深刻な問題を抱えていたり、困難な状況にあつたりする可能性のある人を支援につなぎます。	町民課
9	後期高齢者医療事業	後期高齢者医療保険の相談に訪れた住民に対し、生活面で深刻な問題を抱えていたり、困難な状況にあつたりする可能性のある人を支援につなぎます。	町民課
10	後期高齢者予防検診補助事業	後期高齢者医療加入者が予防検診、人間ドック、脳ドック、併診ドックを受診した際に、補助金を支給し、病気の早期発見、早期治療につなげ、健康に対する不安の解消を図ります。	町民課
11	国民年金事業	国民年金の相談に訪れた住民に対し、生活面で深刻な問題を抱えていたり、困難な状況にあつたりする可能性がある人を支援につなぎます。	町民課
12	老人日常生活用具給付事業	ひとり暮らしの高齢者について、緊急通報システムを設置し、精神面の不安を解消します。	健康福祉課
13	老人在宅福祉事業	手続きの中で、当人や家族等の問題を把握し、問題の早期発見・早期対応に努めるとともに必要な支援先につなぎます。	健康福祉課

No.	事業・取組名	内 容	担当課
14	老人福祉施設入所措置事業	手続きの中で、当人や家族等の問題を把握し、問題の早期発見・早期対応に努めるとともに必要な支援先につながります。	健康福祉課
15	短期要介護者介護サービス事業	手続きの中で、当人や家族等の問題を把握し、問題の早期発見・早期対応に努めるとともに必要な支援先につながります。	健康福祉課
16	社会福祉法人等による利用者負担軽減制度事業	手続きの中で、当人や家族等の問題を把握し、問題の早期発見・早期対応に努めるとともに必要な支援先につながります。	健康福祉課
17	ショートステイ事業	手続きの中で、当人や家族等の問題を把握し、問題の早期発見・早期対応に努めるとともに必要な支援先につながります。	健康福祉課
18	ホームヘルプサービス利用者支援事業	手続きの中で、当人や家族等の問題を把握し、問題の早期発見・早期対応に努めるとともに必要な支援先につながります。	健康福祉課
19	重度心身障がい者医療費支給事業	手続きの中で、当人や家族等の問題を把握し、問題の早期発見・早期対応に努めるとともに必要な支援先につながります。	健康福祉課
20	在宅重度心身障がい者手当支給事業	手続きの中で、当人や家族等の問題を把握し、問題の早期発見・早期対応に努めるとともに必要な支援先につながります。	健康福祉課
21	重度障がい者居宅改善整備事業	手続きの中で、当人や家族等の問題を把握し、問題の早期発見・早期対応に努めるとともに必要な支援先につながります。	健康福祉課
22	身体障がい児おむつ支給事業	手続きの中で、当人や家族等の問題を把握し、問題の早期発見・早期対応に努めるとともに必要な支援先につながります。	健康福祉課
23	障がい児者診断書料助成事業	手続きの中で、当人や家族等の問題を把握し、問題の早期発見・早期対応に努めるとともに必要な支援先につながります。	健康福祉課
24	障がい者医療費事業	手続きの中で、当人や家族等の問題を把握し、問題の早期発見・早期対応に努めるとともに必要な支援先につながります。	健康福祉課
25	障がい者自立支援給付費事業	手続きの中で、当人や家族等の問題を把握し、問題の早期発見・早期対応に努めるとともに必要な支援先につながります。	健康福祉課
26	介護保険事業	手続きの中で、当人や家族等の問題を把握し、問題の早期発見・早期対応に努めるとともに必要な支援先につながります。	健康福祉課
27	障がい者計画等策定事業	障がい者福祉事業と自殺対策事業との連携の促進を図ります。	健康福祉課
28	地域福祉計画策定事業	福祉に関する各種計画の中で、自殺対策事業の促進を図ります。	健康福祉課
29	就労支援センター事業	障がい者への就労支援を通じて、問題の早期発見・早期対応に努めるとともに必要な支援先につながります。	健康福祉課

No.	事業・取組名	内 容	担当課
30	障がい者差別解消推進事業	障害を理由とする差別の解消を推進し、本人や家族等の問題の早期発見・早期対応に努めます。	健康福祉課
31	障がい者虐待の対応	虐待への対応を糸口に、当人や家族等の問題を察知し、必要な支援先につなぎます。	健康福祉課
32	生活保護相談窓口	相談の中で、当人や家族等の問題を把握し、問題の早期発見・早期対応に努めるとともに必要な支援先につなぎます。	健康福祉課
33	健康づくり事業	自殺リスクを抱える人やその家族等の問題の早期発見・早期対応をするために、健康相談や訪問指導等の生活支援を行い、必要な支援先につなぎます。	健康福祉課
34	健康診査事業	がん検診等を実施し、病気の早期発見、早期治療に努め、自殺の原因となる体調面の不安を防ぎます。	健康福祉課
35	母子保健事業	妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援として、健康相談や訪問指導等を行います。特に、産婦・新生児訪問指導時には、産後うつに関するアンケートを実施するなどきめ細かな対応に努めます。	健康福祉課
36	児童手当支給事業	申請の際に、当人や家族等の問題を把握し、問題の早期発見・早期対応に努めるとともに必要な支援先につなぎます。	子育て支援課
37	学童保育事業	学童保育室を利用する児童やその家族について、変化に気づき、必要に応じて相談窓口につなぎます。	子育て支援課
38	こどもの医療費支給事業	申請の際に、無保険者やこどもの大きな病気について把握するとともに、必要な支援先につなぎます。	子育て支援課
39	病児・病後児等緊急サポート事業	サポートを必要としている家庭と直接かかわることにより、家庭内の問題を把握し、必要な支援先につなぎます。	子育て支援課
40	特定教育・保育施設等給付費事業	日々、園児、保護者に接する中で、変化に気づき、家庭内での問題を把握し、必要な支援先につなぎます。	子育て支援課
41	越生保育園事業	日々、園児、保護者に接する中で、変化に気づき、家庭内での問題を把握し、必要な支援先につなぎます。	子育て支援課
42	子育て支援センター事業	子育て支援センター「すくすく」利用者の育児不安等の相談・指導を行うことにより、必要に応じて相談窓口へつなぎます。	子育て支援課
43	チャイルドシート購入補助事業	申請の際に、家庭状況を把握し、必要な支援先につなぎます。	子育て支援課
44	ベビーベッド貸し出し事業	申請の際に、家庭状況を把握し、必要な支援先につなぎます。	子育て支援課
45	ひとり親家庭等医療費支給事業	申請の際に、保険の加入状況や病気について把握するとともに、問題を察知し、必要な支援先につなぎます。	子育て支援課

No.	事業・取組名	内 容	担当課
4 6	出生祝金支給事業	申請の際に、子育てについての心配事や問題等を把握し、必要な支援先につなぎます。	子育て支援課
4 7	利用者支援事業	相談・訪問を通じて、家庭の状況を把握し、問題を察知し、必要な支援先につなぎます。	子育て支援課
4 8	消費生活啓発事業	消費生活に関する相談を通じて、包括的な問題の解決に向けた支援を図ります。	産業観光課
4 9	町営住宅事務	町営住宅の入居者や、入居申請者について、生活面での問題がないかを察知し、必要な支援先につなぎます。	まちづくり 整備課
5 0	町営住宅家賃滞納 整理対策	家賃滞納者の中には生活面で深刻な問題を抱えていたり、困難な状況にあつたりする可能性が高いため、徴収を行う際に、入居者の問題を察知し、必要な支援先につなぎます。	まちづくり 整備課
5 1	就園奨励事業	申請の際に、子育てについての心配事や問題等を把握し、必要な支援先につなぎます。	学務課
5 2	児童・生徒健康管理 事業	就学時健診等で、子供の健康管理を行い、問題をすばやく察知し、必要な支援先につなぎます。	学務課
5 3	就学指導事業	臨時講師（非常勤の補助教員）等の雇用し、学校や児童・生徒一人ひとりへの支援を行うことにより、将来への夢や希望を抱かせます。	学務課
5 4	教育相談事業	さわやか相談室を設置し、小中学校の児童・生徒の悩みなどの相談に対し、問題の早期発見、支援を行います。	学務課
5 5	外国語指導充実事 業	小・中学校の英語教育充実のため、英語検定の受験料の一部を補助するほか、外国人講師による英語指導及び国際理解の推進・充実を図り、将来への夢や希望を抱かせます。	学務課
5 6	小・中学校施設整備 事業	学校施設を充実させ、児童・生徒にとって安心安全で居心地のよい環境を整えます。	学務課
5 7	小・中学校施設維持 管理事業	学校施設を充実させ、児童・生徒にとって安心安全で居心地のよい環境を整えます。	学務課
5 8	元気な学校づくり 事業	学校施設を充実させ、児童・生徒にとって安心安全で居心地のよい環境を整えます。	学務課
5 9	小・中学校就学援 助・奨励事業	様々な課題を抱えている家庭への支援を行う中で、家庭状況を把握し、必要な支援先につなぎます。	学務課
6 0	バス通学補助事業	家庭への支援を行う中で、家庭状況を把握し、必要な支援先につなぎます。	学務課
6 1	小・中学校学力向上 サポート事業	地域の教育力を結集し、子どもたちを町全体で育てるとともに、学力向上を図り、将来への夢や希望を抱かせます。	学務課

No.	事業・取組名	内 容	担当課
6 2	越生町学力向上推進委員会	学力向上に関し、家庭への支援を行います。	学務課
6 3	越生町体力向上委員会	体力向上や食育について、家庭への支援を行います。	学務課
6 4	越生町就学支援委員会	心身に障害のある児童・生徒に対し、適切な就学先の検討など、家庭への支援を行います。	学務課
6 5	相談員・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活用	不登校、いじめ等の問題行動に対応し、関係機関との連携を強化するため、相談員・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制を強化します。	学務課
6 6	道徳教育の充実	道徳の教科化の趣旨を活かし、道徳的実践力を促す指導を充実させます。	学務課
6 7	豊かな心の育成	小学校・中学校9年間を見通して継続的な生徒指導を実践し、不登校ゼロを目指します。	学務課

5. 児童・生徒の「SOSの出し方に関する教育」

No.	事業・取組名	内 容	担当課
1	SOS の出し方に関する教育	学校において、児童・生徒の変化を見逃さないための教育相談体制を整え、自分だけでは解決できない悩みや問題に直面した時に、「SOS」が出せる環境づくりを推進します。	学務課
2	相談員・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活用	不登校、いじめ等の問題行動に対応し、関係機関との連携を強化するため、相談員・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制を強化します。	学務課
3	道徳教育の充実	道徳の教科化の趣旨を活かし、道徳的実践力を促す指導を充実させます。	学務課

第6章 計画の推進に向けて



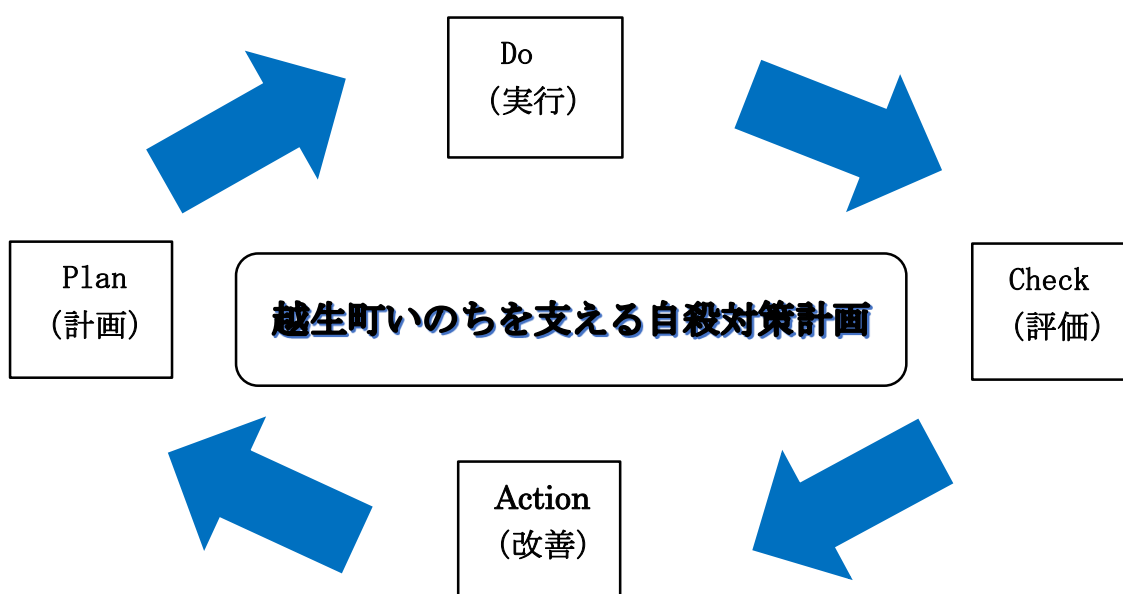
第6章 計画の推進に向けて

1. 推進体制

本計画の推進にあたっては、誰も自殺に追い込まれることのない「生き心地のよいまち」の実現を目指し、関係機関や庁内各課と連携して横断的に施策に取り組むとともに、住民の意見や参画を積極的に得ることにより、計画の着実な実施や推進を図ります。

2. 評価・検証

本計画は、越生町自殺対策推進計画策定委員会及び越生町自殺対策計画庁内策定委員会による評価・検証を行い、その結果を事業展開に反映させていきます。また、施策の進捗状況や地域の自殺対策の特徴等を把握・検証し、改善する仕組み（PDCAサイクル）により、効果的・効率的に計画を推進していきます。



資料編



目次

資料1. 越生町自殺対策計画策定推進委員会設置要綱	36
越生町自殺対策計画策定推進委員会名簿	37
資料2. 越生町自殺対策計画庁内策定委員会設置要綱	38
資料3. 計画の策定経過	40
資料4. 自殺対策基本法	41
資料5. 自殺総合対策大綱（概要）	46

資料 1

越生町自殺対策計画策定推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 越生町自殺対策計画（以下「計画」という。）の策定を円滑に推進するため、越生町自殺対策計画策定推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進委員会は、次に掲げる事項を所掌し、必要があると認めるときは、町長に意見を述べることができる。

- (1) 計画の策定、見直し及び推進に関すること。
- (2) その他、自殺対策のために、必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 推進委員会は、委員15名以内で構成し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 福祉、保健及び医療の関係者
- (3) その他、町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 推進委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、推進委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進委員会の会議は、委員長が必要に応じ招集し、その議長となる。

- 2 委員は、会議に出席できないときは、代理者を会議に出席させることができる。
- 3 委員長は、必要に応じて委員以外の関係者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 推進委員会の庶務は、健康福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

越生町自殺対策計画策定推進委員会委員名簿

任期：平成31年（2019年）1月24日～2020年3月31日

	職 名	氏 名
1	越生町医師会代表	市川 正之
2	埼玉県坂戸保健所	新井 昌子
3	文教福祉常任委員会委員長	宮島 サイ子
4	越生町民生委員・児童委員協議会会長	宮崎 勝一郎
5	越生町教育長職務代理	原口 仁
6	越生町商工会会長	長島 祥二郎
7	西入間警察署生活安全課課長	岩上 和弘
8	西入間広域消防組合越生分署長	島村 浩一

資料 2

越生町自殺対策計画庁内策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 越生町自殺対策計画（以下「計画」という。）の策定を円滑に推進するため、越生町自殺対策計画庁内策定委員会（以下「庁内委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 庁内委員会は、次に掲げる事項を所掌し、必要があると認めるときは、町長に意見を述べることができる。

- (1) 計画の策定、見直し及び推進に関すること。
- (2) その他、自殺対策のために、必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 庁内委員会は、別表1に掲げる者をもって組織し、町長が任命する。

- 2 庁内委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長は総務課長をもって充てる。
- 4 副委員長は委員長が指名する者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は会務を総理し、庁内委員会を代表する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(部会)

第5条 所掌事務に係る必要な事項を検討するため、庁内委員会に部会を置くことができる。

- 2 部会員は別表2に掲げる者をもって充て、町長が任命する。
- 3 部会に部会長を置く。
- 4 部会長は部会員の互選により定め、部会を総理する。

(会議)

第6条 庁内委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長になる。

- 2 委員は会議に出席できないときは、代理者を会議に出席させることができる。
- 3 委員長は、必要に応じて町の関係職員及び関係機関の出席を要請することができる。

(庶務)

第7条 庁内委員会の庶務は、健康福祉課において処理する。

- 2 部会の庶務は健康福祉課において処理し、会議の報告を委員長に行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、庁内委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

議会事務局長
総務課長
企画財政課長
税務課長
会計管理者
町民課長
健康福祉課長
子育て支援課長
産業観光課長
まちづくり整備課長
水道課長
学務課長
生涯学習課長

別表 2 (第 5 条関係)

議会事務局、総務課、企画財政課、税務課、会計課、町民課、健康福祉課、
子育て支援課、産業観光課、まちづくり整備課、水道課、学務課、生涯学習課か
ら必要と認めた職員

資料 3

計画の策定経過

開催年月日	会議の内容等
平成30年（2018年） 8月22日	第1回越生町自殺対策計画庁内策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> 越生町自殺対策計画の策定について 越生町自殺対策計画庁内委員会作業部会員の選出について
平成30年（2018年） 9月 4日	第1回越生町自殺対策計画庁内策定作業部会 <ul style="list-style-type: none"> 越生町自殺対策計画の策定について 各課（局）実施事業と自殺対策と関連性の検討について
平成30年（2018年） 9月 4日 ～ 9月26日	各課（局）実施事業と自殺対策と関連性についての棚卸し作業
平成30年（2018年） 10月24日	第2回越生町自殺対策計画庁内策定作業部会 <ul style="list-style-type: none"> 越生町自殺対策計画の骨子（案）について 越生町の自殺の現状について 各課（局）実施事業と自殺対策と関連性の検討について 棚卸し作業の結果とヒアリングについての説明
平成30年（2018年） 11月 7日 ～11月12日	各課（局）実施事業と自殺対策と関連性について <ul style="list-style-type: none"> 棚卸し作業後の各課（局）ヒアリング
平成31年（2019年） 1月 8日	第3回越生町自殺対策計画庁内策定作業部会 <ul style="list-style-type: none"> 越生町自殺対策計画（素案）について
平成31年（2019年） 1月17日	第2回越生町自殺対策計画庁内策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> 越生町自殺対策計画（素案）について
平成31年（2019年） 1月24日	第1回越生町自殺対策計画推進委員会 <ul style="list-style-type: none"> 越生町自殺対策計画の策定について 越生町自殺対策計画の素案について
平成31年（2019年） 2月 4日 ～2月25日	パブリックコメント
平成31年（2019年） 3月22日	第2回越生町自殺対策計画推進委員会 <ul style="list-style-type: none"> 越生町自殺対策計画のパブリックコメント結果について 平成31年度事業計画について

資料 4

自殺対策基本法（平成十八年法律第八十五号）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかげがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

- 2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。
- 3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。
- 4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生への危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。
- 5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。
- 3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用

する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国民の責務)

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

(国民の理解の増進)

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

(自殺予防週間及び自殺対策強化月間)

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。

3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(関係者の連携協力)

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。）、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(名誉及び生活の平穩への配慮)

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穩に十分配慮し、いやくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

(法制上の措置等)

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

(自殺総合対策大綱)

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱（次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。）を定めなければならない。

(都道府県自殺対策計画等)

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画（次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

(都道府県及び市町村に対する交付金の交付)

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

第三章 基本的施策

(調査研究等の推進及び体制の整備)

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

(人材の確保等)

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等)

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発

を行うよう努めるものとする。

(医療提供体制の整備)

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師（以下この条において「精神科医」という。）の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

(自殺発生回避のための体制の整備等)

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

(自殺未遂者等の支援)

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(自殺者の親族等の支援)

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動の支援)

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 自殺総合対策会議等

(設置及び所掌事務)

第二十三条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。
- 二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

(会議の組織等)

第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。
- 3 委員は、厚生労働大臣以外の国務大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。
- 4 会議に、幹事を置く。
- 5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。
- 6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。
- 7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。
(必要な組織の整備)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則〔平成二七年九月一一日法律第六六号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第六条 この法律の施行の際現に第二十七条の規定による改正前の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれている自殺総合対策会議は、第二十七条の規定による改正後の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれる自殺総合対策会議となり、同一性をもって存続するものとする。

附 則〔平成二八年三月三〇日法律第一一号〕

(施行期日)

1 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

自殺総合対策大綱（概要）

「自殺総合対策大綱」（概要）

※下線は旧大綱からの主な変更箇所

平成28年の自殺対策基本法の改正や我が国の自殺の実態を踏まえ抜本的に見直し

第1 自殺総合対策の基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す

- 自殺対策は、社会における「**生きることの阻害要因**」を減らし、「**生きることの促進要因**」を増やすことを通じて、**社会全体の自殺リスクを低下**させる

阻害要因：過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等
 促進要因：自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力等

第2 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識

- 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である
- 年間自殺者数は減少傾向にあるが、**非常事態はまだまだ続いている**
- 地域レベルの実践的な取組を**PDCAサイクルを通じて推進**する

第3 自殺総合対策の基本方針

1. **生きることの包括的な支援**として推進する
2. **関連施策との有機的な連携を強化**して総合的に取り組む
3. **対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動**させる
4. 実践と啓発を両輪として推進する
5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する

第4 自殺総合対策における当面の重点施策

1. **地域レベルの実践的な取組への支援を強化**する
2. 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す
3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する
4. 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る
5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
6. 適切な**精神保健医療福祉サービス**を受けられるようにする
7. **社会全体の自殺リスクを低下**させる
8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
9. 遺された人への支援を充実する
10. 民間団体との連携を強化する
11. **子ども・若者の自殺対策を更に推進**する
12. **勤務問題による自殺対策を更に推進**する

第5 自殺対策の数値目標

- 先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、**平成38年までに、自殺死亡率を平成27年と比べて30%以上減少**（平成27年18.5 ⇒ 13.0以下）

(WHO:仏15.1(2013)、米13.4(2014)、独12.6(2014)、加11.3(2012)、英7.5(2013)、伊7.2(2012))

第6 推進体制等

1. 国における推進体制
2. 地域における**計画的な自殺対策の推進**
3. 施策の評価及び管理
4. 大綱の見直し

越生町いのちを支える自殺対策計画

～誰も自殺に追い込まれることのない

「生き心地のよいまち」の実現を目指して～

平成31年（2019年）3月

〒350-0416

埼玉県入間郡越生町大字越生917番地

越生町役場 健康福祉課 保健予防担当

TEL：049-292-5505（直通）

FAX：049-292-5623

E-mail：hokencenter@town.ogose.saitama.jp
